

<令和6年度地域生活支援拠点等の運用状況について>

地域生活支援拠点等について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者が地域で安心して暮らし続けられるよう、また、入所施設や病院から地域での暮らしへの移行を進めるため、地域の実情に応じて必要な居住支援のための機能を整備することにより、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいい、5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を備えた場所（拠点）のことです。

地域生活支援拠点等の整備類型として、①～⑤の機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して①～⑤の機能を担う「面的整備型」の2類型を基本とし、これら2つを地域の実情に合わせて組み合わせた「ハイブリッド型」があります。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針（令和5年5月）では、「令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを掲げています。

2 地域生活支援拠点等の5つの機能について

【① 相談】

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

【② 緊急時の受け入れ・対応】（地域生活の安心の確保）

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【③ 体験の機会・場】（地域生活への移行・継続の支援）

地域移行や親元からの自立にあたって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【④ 専門的人材の確保・養成】

研修会や事例検討を通じて医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能

【⑤ 地域の体制づくり】

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 胎内市における地域生活支援拠点等

当市における生活支援拠点等は、令和3年度に一般社団法人みらいずの各事業所が開設した「多機能拠点整備型」でスタートし現在に至っています。

今後は、他の複数法人にも働きかけて複数拠点を整備する「面的整備型」への移行、あるいは現行の「多機能拠点型」の長所を維持しつつ、他の複数法人・事業所とも連携（面的整備型）して、地域全体で包括的な支援体制を構築する「ハイブリッド型」への移行について、市として目指す方向性を関係事業所と協議し、拡充に向けて取り組みます。